

証拠説明書 1 1

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

平成27年7月9日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘 外

(甲B号証 原子力発電所の自然的立地条件(地震, 地盤, 津波, 液状化等)に関するもの)

| 甲B号証 | 表題  | 作成者                               | 作成(発行)年月日  | 原本/写しの別 | 頁      | 項目                   | 立証要旨                                      | 立証趣旨   | URL   | 備考         |
|------|---|-----------------------------------|------------|---------|--------|----------------------|---|--|---|------------|
| 54   | 浜岡原子力発電所の地盤の安全性を検証する<br>-申請書を基本にして                  | 越路南行                              | 平成26年3月11日 | 写し      | 24~44頁 | Ⅲ「割り切り」によるH断層系の活動性評価 | 本件原子力発電所敷地地盤に存在するH断層系の活動性を否定できないこと        | H断層系は放射性炭素年代測定法から直接は1万年前からは動いてないといえ、後期更新世以降の活動を否定できないこと。<br>被告がH断層系の活動性を否定するための主要な根拠としているT11断層の礫層状の堆積物は、笠名礫層と対比されるとする根拠は乏しく、むしろ、御前崎礫層と対比されるべきものと見るのが自然であること。   |   | 準備書面26全般   |
| 55   | 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地質・地盤WG(第1回)議事録(案) | 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 | 平成19年4月18日 | 写       | 全      |                      | 同上  | T11断層を覆っている礫層につき、牧之原礫層との高度比較等から笠名礫層相当とする評価に対し、牧之原礫層が海底層でないことや、そもそも堆積分布が傾斜(プランジ)していることからすると、高度比較は無意味であり、笠名断層相当とする評価自体が信用性に乏しいこと(35頁)。   | <a href="http://www.meti.go.jp/committee/materials/g70618ci.html">http://www.meti.go.jp/committee/materials/g70618ci.html</a>               | 準備書面26 8頁目 |
| 56   | 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地質・地盤WG(第3回)議事録    | 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 | 平成19年6月13日 | 写       | 全      |                      | 被告の主張するH断層系の形成原因では、同断層系の形状は形成され得ないこと      | 被告の主張するH断層系の形成要因である相良層未固結時の引張応力場における海底地すべりに関し、そもそも断層においてかかる引張応力は生じず、かつ、断層が生じている箇所は北にプランジしている以上、前提である「相良層の南方の傾斜に伴い生じた引張力」という説明にも矛盾があること。  | <a href="http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004367/index.html">http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004367/index.html</a>         | 準備書面26 4頁目 |
| 57   | 静岡県御前崎地域の段丘堆積物(上部更新統)と更新世後期における地殻変動                 | 杉山雄一ほか                            | 昭和62年      | 写し      | 全      |                      | T11断層上段を覆っている礫層・段丘堆積物は、御前崎礫層の対比されるものであること | 笠名段丘堆積物(礫層)は、分布域全域にわたって古谷泥層の上に重なっている。(450頁)<br>他方、御前崎段丘堆積物(礫層)は、全ての地域で相良層群を基礎基盤としており、古い段丘堆積物の上に乗る露頭は観察されていない。(451頁)<br>そして、T11断層上段を覆っている礫層は、その下層基盤が相良層である以上、上記に照らし、笠名礫層ではなく御前崎礫層と分析するのが自然かつ合理的であること。 | <a href="https://www.gsi.jp/publications/pub/bulletin/geppou/38-08.html">https://www.gsi.jp/publications/pub/bulletin/geppou/38-08.html</a> | 準備書面26 6頁目 |

| 甲B<br>号証 | 表題                               | 作成者                    | 作成(発行)年月日 | 原本/写<br>しの別 | 頁          | 項目              | 立証要旨 | 立証趣旨  | URL   | 備考             |
|----------|----------------------------------|------------------------|-----------|-------------|------------|-----------------|------|---|---|----------------|
| 58       | 活断層調査から耐震設計<br>まで                | 池田俊雄・監修<br>岡田勝也ほか著     | 平成12年3月1日 | 写し          | 65～<br>88頁 | 4.3 活断層の調査<br>法 | 地震   | 断層の活動性調査における変位地形の層序等の観察・<br>確認・判読は、仮に判読できたとしても制度上不確実であ<br>ること(67頁)<br>かかるリニアメント判読の方法による活断層の判断は、「活<br>断層であること」の確実さを判断・肯定する根拠とはなり得<br>るが、断層の活動性を否定する根拠とはなり得ないこと<br>(69頁)。                           |   | 準備書面26<br>9頁目  |
| 69       | 断層とESR<br>-ESR年代測定を用いたア<br>プローチ- | 株式会社 Jeol<br>Resonance |           | 写し          | 全          |                 | 地震   | 活断層の活動周期の調査方法に用いられる技術の1つと<br>して、ESR(電子スピン共鳴)年代測定があること。<br>同技術では、断層面にある石英粒子における自然放射線<br>等による損傷状況を観測するものであり、観測年代として<br>は数万年～数百万年が適応範囲であること。<br>かかる適応範囲に照らし、本件のH断層が後期更新世以<br>降活動しているかについても調査可能であること。 | <a href="http://www.j-resonance.com/application/esr/?appid=ER-120006">http://www.j-resonance.com/application/esr/?appid=ER-120006</a> | 準備書面26<br>10頁目 |